



蓄電池設備設置補助金 － 手続きの手引き －

桐生市は、温室効果ガスの排出抑制や省エネルギーの推進による環境負荷の低減を目的とし、予算の範囲内において蓄電池設備設置費用の一部を補助します。

制 度 概 要

申請受付

受付期間：令和8年5月1日（金）から令和9年3月12日（金）まで
 受付場所：SDGs推進課（市役所3階）
 ※窓口・郵送（必着）・電子申請のいずれかの方法で申請してください。
 ※先着順で申請を受け付けますが、予算額に到達した日の申請は抽選を行いますのでご了承ください。



補助制度のページ



電子申請フォーム

補助件数

10件程度（予算の範囲内で先着順）

補助
対象者

補助対象者は、次の要件を全て満たす人です。

- ①市内に住所を有する人
 - ②市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していない人
 - ③過去に市から当該補助金において補助を受けたことがない人
 - ④住宅が共有名義又は他の者による所有の場合は、同意書を提出できる人
- （注）補助金の交付は、1世帯につき1回に限ります。
 （注）同世帯に同補助金を受けたことのある方がいる場合も対象外です。
 （注）蓄電池の設置に関して国や県の負担及び補助を受けた場合、補助対象外となります。

補助対象
設備及び
補助金額

蓄電池 定格容量1kWhあたり10,000円 上限50,000円
 桐ペイポイントで交付します。

- （注）令和8年4月1日（水）以降に購入・設置した新品のものが対象です。
- （注）補助金額に1,000円未満の端数が生じる場合は切り捨てます。

申請書類

- ・桐生市新エネルギー設備設置補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ・添付書類

【申請書類等提出・問合せ先】

桐生市民生活部SDGs推進課ゆっくりズムのまち桐生推進担当
 〒376-8501 桐生市織姫町1番1号
 電話：0277-32-4200
 FAX：0277-43-1001



1. 補助の対象となる人

補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす人です（法人は対象外）。

- ①市内に住所を有する人
- ②市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していない人
- ③過去に市からこの補助金において補助を受けたことがない人
- ④住宅が共有名義又は他の者による所有の場合は、同意書を提出できる人

（注）補助金の交付は、1世帯につき1回に限ります。

（注）同世帯にこの補助金の交付を受けたことのある方がいる場合も対象外です。

（注）申請に係る審査のため、市が申請者の住民基本台帳及び市税等の納付状況等について確認しますのでご了承ください。

2. 補助対象設備、補助率等及び補助額

補助対象と補助金額は、それぞれ次のとおりです。補助金の交付は、1世帯につき1回に限ります。

補助対象設備	補助率等	補助上限額（円）
蓄電池	10,000円/kWh	50,000

（注）桐ペイポイントで交付します。

3. 交付申請書の受付期間

次のとおり、補助金の交付申請を受け付けます。

受付期間	令和8年5月1日（金）～令和9年3月12日（金） （注）予算の範囲内で受け付けます。（予定件数10件程度） （注）先着順で申請を受け付けますが、予算額に到達した日の申請は抽選を行います。
------	---

4. 申請に必要な書類

補助金の交付を受けようとする人は、受付期間内に、桐生市環境都市推進補助金（蓄電池設備設置補助）交付申請書兼請求書（様式第1号）及び添付書類をSDGs推進課（市役所3階）へ提出してください。

（注）代理人による提出も可能ですが、その場合は、桐生市環境都市推進補助金（蓄電池設備設置補助）交付申請書兼請求書（様式第1号）の「3 申請手続の委任」の欄に記入してください。

（注）提出していただく書類は1部で結構ですが、返却等はできませんので、必要な場合はあらかじめ写しをお取りください。

（注）郵送（必着）、電子申請による提出も可能です。

5. 補助対象設備及び添付書類

補助対象設備	補助対象設備は、次の要件をすべて満たす蓄電池です。 ア. 定格容量の合計が1 kWh 以上であること イ. 自らが居住する市内の住宅(店舗、事務所その他これに類する用途を兼ねる住宅を含む。ただし、居住用部分が2分の1以上を占めるものとする。)に設置されたもの ウ. 令和8年4月1日以降に設置されたもの(保証開始日が令和8年4月1日以降であるもの)。 エ. 新品で購入したもの。 オ. 据置型(定置型)のもの。 カ. 申請者自らが所有権を有するもの(リースなど自ら所有権を有しないものは除く)。 (注)別荘等一時的に使用するものや賃貸、販売等営利目的のもの、法人の場合は対象外です。
添付書類	<input type="checkbox"/> 案内図(住宅の位置がわかる地図) <input type="checkbox"/> 契約書の写し <input type="checkbox"/> 領収書の写し(宛名(申請者氏名)、購入日、金額、但し書、発行者名(販売店名)の記載があるもの) (注)いずれの支払方法(現金、振込、ローンなど)であっても必要です。 <input type="checkbox"/> 設置した設備の写真(定格容量の記載部を含めること) <input type="checkbox"/> 保証書の写し <input type="checkbox"/> 同意書(申請者以外の建物所有者がいる場合) <input type="checkbox"/> 誓約書(申請日及び申請者の氏名が記載されているもの)

6. 交付決定及び補助金額確定通知

桐生市環境都市推進補助金(蓄電池設備設置補助)交付申請書兼請求書(様式第1号)の内容を審査(必要に応じて現地調査を行います)し、補助金の交付及び交付すべき補助金の額を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第7号)により申請者に通知します(補助金を交付できない方にも不交付決定通知書(様式第7号)を通知します)。

申請書に不備がなければ、申請日から20日程度で交付等の可否を通知します。

7. 補助金の交付

交付決定となった場合、補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に記入いただいたポイント受取方法により、桐ペイポイントで交付します。

スマホアプリ又は専用カードの場合、自動でポイントを付与します。汎用カードの場合、簡易書留で郵送します。

(注)桐ペイポイントの有効期限は交付の翌日から366日間です。

8. 管理

交付決定者は、当該補助金を受けて取得した設備等の管理において、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い適正に運用してください。

9. 補助金交付の取消し・補助金の返還

交付決定者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付決定を受けた場合、または交付要綱の規定に違反した等の場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。既に補助金が交付されている場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めることがありますので、ご注意ください。

10. その他

- ・補助金の交付にあたっては、必要に応じて現地調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・強引な勧誘や、一方的な工事を行って高額な代金を請求するなどの悪徳な業者にご注意ください。
- ・申請書の事務手続を第三者に依頼したことによるトラブル等については、一切責任を負いません。